

法務省民二第 5 6 9 号
令和 6 年 3 月 2 1 日

法 務 局 長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局長
(公 印 省 略)

不動産登記規則等の一部を改正する省令の施行に伴う法定相続情報証明
制度に関する事務の取扱いについて (通達)

相続登記のオンライン申請の促進及び相続登記における法定相続情報一覧図
の活用の推進等の観点から、不動産登記規則等の一部を改正する省令 (令和 6
年法務省令第 7 号) により不動産登記規則 (平成 1 7 年法務省令第 1 8 号) が
改正され、本年 4 月 1 日から、法定相続情報番号の提供を、不動産登記の申請
等手続における相続があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作
成した情報等の添付に代えることができることとなりました。

これに伴い、平成 2 9 年 4 月 1 7 日付け法務省民二第 2 9 2 号当職通達「不
動産登記規則の一部を改正する省令の施行に伴う不動産登記事務等の取扱いに
ついて」の一部を下記のとおり改正し、本年 4 月 1 日から施行することとしま
したので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する
改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後
欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定 (以下「対象規定」
という。) は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正
後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄に
これに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第2 1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(1) 登記名義人の相続人等が登記の申請等をする場合において、法定相続情報一覧図の写し(以下「一覧図の写し」という。)又は法定相続情報番号(11桁の番号であって、当該法定相続情報一覧図を識別するために登記官が付したものをいう。以下同じ。)を提供したとき(法定相続情報番号を提供する場合にあっては、登記官が法定相続情報を確認できるときに限る。)は、当該一覧図の写し又は当該法定相続情報番号の提供をもって、相続があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報(相続人である旨の申出においては、規則第158条の19第2項第1号又は第3号イに掲げる情報をいう。以下同じ。)の提供に代えることができるとされた(規則第37条の3第1項、第158</u></p>	<p>第2 1 (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p><u>登記名義人等の相続人が登記の申請をする場合において、法定相続情報一覧図の写し(以下「一覧図の写し」という。)を提供したときは、その一覧図の写しの提供をもって、相続があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができるとされた(規則第37条の3)。</u></p> <p>この取扱いにより、登記の申請やその他の不動産登記法令上の手続において、一覧図の写しの提供を相続があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができることとなるところ、具体的な申請・手続は主に次のものが該当する。</p>

条の20第1項)。

この取扱いにより、登記の申請やその他の不動産登記法令上の手続において、一覧図の写し又は法定相続情報番号の提供をもって、相続があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができることとなるところ、具体的な申請・手続は主に次のものが該当する。

ア～カ (略)

主 相続人である旨の申出(法第76条の3第1項)

ク～セ (略)

(2) 登記名義人の相続人等が、所有権の保存の登記の申請、相続による権利の移転の登記の申請又は相続人である旨の申出をする場合において、相続人の住所が記載された一覧図の写し又は法定相続情報番号(法定相続情報一覧図に相続人の住所が記載されている場合に限る。以下、この項目において同じ。)を提供したとき(法定相続情報を提供する場合にあっては、登記官が法定相続情報を確認でき

(1)～(6) (同左)

(キを加える。)

(7)～(13) (同左)

また、規則第37条の3の規定により、相続があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えて一覧図の写しが提供された場合であって、規則第247条第4項の規定により当該写しに相続人の住所が記載されているときは、登記官は、当該写しをもって、当該相続人の住所を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した情報としても取り扱って差し支えない。

るときに限る。)は、当該一覧図の写し又は当該法定相続情報番号の提供をもって、当該相続人の住所を証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができるとされた(規則第37条の3第2項、第158条の20第2項)。

なお、規則第37条の3第2項及び第158条の20第2項に掲げる申請等を含む上記(1)アからセまでに掲げるものを主とする申請・手続において、一覧図の写し又は法定相続情報番号の提供をもって、当該相続人の住所を証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供があったものとして取り扱って差し支えない。

(3) 上記(1)又は(2)により、法定相続情報番号の提供を受けたときは、当該法定相続情報番号が付された法定相続情報一覧図を紙面に出力した帳票を、上記(1)アからセまでの申請書等と併せてつづり込むものとする。

(4) 申請人等から添付した一覧図の写しの原本還付の請求があった場合は、規則第55条(

((3)を加える。)

なお、申請人から添付した一覧図の写しの原本還付の請求があった場合は、規則第55条の

規則第158条の13において準用する場合を含む。)の規定により原本を還付することができる。この場合に、いわゆる相続関係説明図が提出されたときは、当該相続関係説明図を一覧図の写しの謄本として取り扱い、一覧図の写しについては還付することとして差し支えない。

(5) なお、一覧図の写し及び法定相続情報番号は飽くまで相続があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報を代替するものであり、遺産分割協議書や相続放棄申述受理証明書等までをも代替するものではない。

3 (略)

(1) (略)

ア～ク (略)

ケ 法定相続情報一覧図は、日本産業規格A列4番の丈夫な用紙をもって作成し、記載に関しては明瞭に判読することができるものとする。

コ (略)

規定により原本を還付することができる。この場合に、いわゆる相続関係説明図が提出されたときは、当該相続関係説明図を一覧図の写しの謄本として取り扱い、一覧図の写しについては還付することとして差し支えない。

おって、一覧図の写しは飽くまで相続があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報を代替するものであり、遺産分割協議書や相続放棄申述受理証明書等までをも代替するものではない。

3 (同左)

(1) (同左)

ア～ク (同左)

ケ 法定相続情報一覧図は、日本工業規格A列4番の丈夫な用紙をもって作成し、記載に関しては明瞭に判読することができるものとする。

コ (同左)

(4) (略)

4 (略)

5 (略)

(1)~(3) (略)

(4) 申出書には、申出書に記載されている申出人の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該申出人が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。）を添付することとされた（規則第247条第3項第6号）。

なお、代理人が申出をする場合は、当該証明書は、当該代理人が原本と相違がない旨を記載した謄本であっても差し支えない。

当該証明書には、例えば住民票記載事項証明書や運転免許証の写し（申出人又は代理人が原本と相違がない旨を記載したもの。なお、この場合には、申出人又は代理人の記名を要する。）が該当するところ、登記官はこれらの書面によって申出人の本人確認を行うものとする。

(4) (同左)

4 (同左)

5 (同左)

(1)~(3) (同左)

(4) 申出書には、申出書に記載されている申出人の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該申出人が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。）を添付することとされた（規則第247条第3項第6号）。

当該証明書には、例えば住民票記載事項証明書や運転免許証の写し（申出人が原本と相違がない旨を記載したもの。なお、この場合には、申出人の記名を要する。）が該当するところ、登記官はこれらの書面によって申出人の本人確認を行うものとする。

(5) (略)

ア (略)

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 不在者財産管理人・相続財産清算人
不在者財産管理人又は相続財産清算人
の選任に係る審判書

(I) 遺言執行者

遺言書の写し及び遺言者の死亡を証する情報、遺言書情報証明書及び遺言者の死亡を証する情報又は遺言執行者の選任に係る審判書

イ・ウ (略)

6～9 (略)

(5) (略)

ア (略)

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 不在者財産管理人・相続財産管理人
申出人たる各管理人の選任に係る審判書

((I) を加える。)

イ・ウ (同左)

6～9 (同左)

備考 表中の対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。